

Title	吉川秀造著 土族授産の研究
Sub Title	
Author	小林, 栄二郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.7 (1935. 7) ,p.1053(163)- 1057(167)
JaLC DOI	10.14991/001.19350701-0163
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350701-0163">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350701-0163</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

時代別の、地方別の、若くは産業別の良書多きに比して、概論的著述の少く、此の點に於いて寂寥をば感ぜしめたる佛蘭西經濟史研究學徒に「佛蘭西社會經濟史概論」(Esquisse d'une histoire économique et sociale de la France, depuis les origines jusqu'à la guerre mondiale, Paris, Alcan, 1929. 「社會經濟史學」(第二卷第二號、昭和七年五月號)に筆者の紹介文あり。就いて參讀を賜はらば幸甚。)を提供して裨益する所少からざりし著者が、今や七十有餘の高齡を以て、然も尙ほ且つ孜々として研鑽を重ね、哲學的述作に乏しき佛蘭西經濟史學界に復た、本書を掲げて見えたる、其の學問的熱情の熾烈なるに對しては、私かに敬慕の念切なるものあるを禁じ得ざるもの豈筆者一人のみではなからう。——一九三五・六・四——

## 吉川秀造著「士族授産の研究」

小林 榮 二 郎

周知の如く、徳川封建身分制度の廢止、版籍奉還・廢藩置縣に伴ふ祿制の改革・整理・廢止及び廢刀令・兵制改革等々之等一聯の維新政府の諸制度の變革は、就中、主として封建家臣團よりなる士族階級の生活を根柢より脅かしたのである。次いで生ぜざる之等の大多數士族の文字通りの遊民化、且つ、窮乏化は、明治政府及び諸藩縣をして、士族救済を目的とするところの、秩祿公債の發行・金祿公債證書の交付、續いて、士族の歸農工商に係る幾多の厚き特別の施設、一言にして云へば、士族授産の諸政策を實行せしめるに至つた。士族授産は正しく明治政府及び諸藩縣の社會政策であり、經濟政策でもあり、政治政策でもあつた。而して、かくの如き士族授産は、之を維新變革の全過程、即ち、日本資本主義の成立過程からみれば、封建家臣團の階級編成替に關聯する一つの産物であり、逆に又、それは軍閥的官僚的明治政府の指導による資本主義成立過程の一つの現象形態でもある。従つて、士族授産それ自體は維新變革の全過程に於ける一部分に過ぎない。乍然、このことは士族授産が維新史上有するところの意義を輕からしめるものではなく、寧ろ、實際的には、士族の窮乏化の救済策は、明治政府それ自身の政治的性質からみて、極めて重大なる社會問題であつた。

本書は、著者が「明治政府の士族授産」(本庄榮治郎編「明治維新經濟史研究」所收、昭和五年)を發表せられ

てから、引き続き「史料の蒐集、事實の究明に努め、この長年の努力の結果得たるところの豊富なる新史料と新事實とを一書に纏めて、『士族投産の問題』の全貌を系統的に描出せんとしたものである。素より問題の全體的考察は、少からず、研究者の態度如何に依つて影響せられるものである。即ち、著者の歴史的研究の態度は「過去の事象の厳正なる探究解明に在る」となし、著者は資料の解釋・事實の分析よりも、寧ろ、之等事實の叙述を重視するものである。かくて、本書に於いて、士族投産の「發生原因、政府の施設の方法及目的、并に其の結果及効果等に關する一般的研究」を行ひ乍らも、かゝる一般的研究が専ら士族投産を自ら體にのみ主眼を置いて、この問題の背景たる社會的變革過程を深く究めること少いが故に、問題の取扱ひ方は全く事實の類型的な研究にならざるを得なかつたやうにみえる。

本書の六章からなる全體的構成は常識的説明を以て秩序付けられ、従つて、資本主義成立に占める士族投産の意義に對する鋭い觀察は、之を求め得ないであらう。以下本書の要旨を概括してみやう。

士族投産とは、失業士族に對する政府・府縣又は私人が何等かの生業を與へる施設である。(第一章第四節士族投産の意義)。この意味から、士族自ら歸農工商する就産とはその性質を異するものである。而して、かゝる失業士族を發生せしめた主たる原因は祿制の改革・整理・廢止であつた。(第二章士族投産の原因)。然らば、如何なる目的から、明治政府は投産の方策を講じたのであらうか。著者は、この點に就いて、三つの目的を擧げてゐる。即ち、第一に、士族階級の社會的地位及び維新革命に於ける彼等の貢獻を顧慮したこと、(第三章第一節社會上の目的)、第二に、不平士族の武力的反抗運動及び言論的政治運動に對する懷柔策、(同、第二節政治上の目的)、第三に、殖産興業政策と投産の目的との結合(同第三節經濟上の目的)がこれである。

右の投産の目的は投産それ自體の本質を理解する上に重要なものである。蓋し、投産が明治政府形成の全過程と結びついてゐるが故に、政府の社會的政治的性質を分析することに依つて、かゝる士族の處分の意義が明察せられるからである。然るに、著者はかゝる點に氣付かないばかりでなく、維新革命を以て「下級武士に依る政治革命である」(八二頁)となし、維新變革に對しては極めて表面的考察を下してゐるに過ぎない。この不用意は、又、著者の土屋喬雄氏の意見に對する次の如き反駁の中に現はれる。嘗つて、土屋氏は投産の本質を士族の勞働力利用の中に見出し、「舊佐賀縣に於ける士族投産」『經濟學論集』新卷第三號四五頁)主として、資本主義生産力に關聯せしめて投産の問題を取扱つたのであるが、これに對して、著者は次の理由を擧げて反對してゐる。即ち、「士族の自力營生を圖ることが明治政府の最初の方針であり、又、士族賑恤は到底事情が許さない」(一〇〇頁)が故に、それは經濟的理由を過大に重要視せるものであると。要するに、かくの如きは、著者が維新變革に關する歴史理論を欠いてゐることに基くものであらう。

右の如く、投産の目的、従つて、投産の歴史の意義は、著者から、前述のこと以上に深奥なる意見を、くみとるを得ないのである。たゞ、結論(第六章)に於いて、資本主義發達と關聯せしめて下の如く述べてゐる。「投産方策の遂行が士族をして自ら會社組織に向はしめ、延いて又一般に會社企業を旺盛ならしむる一因となつたことは、我國資本主義發達史上より見て極めて注目すべき事柄である。」(三七〇頁)。それは又、「其の直接的效果は多く之を收むるを得なかつたけれども、此等の投産事業は、後年に於ける産業發達の爲に、其の捨石の役目を果し、其の經濟上に及ぼせる間接的效果の甚だ大なるものありしことは、吾々は充分之を認めねばならぬ所であらう。」(三七二頁)。

以上に於いて、著者の論旨の概要を明かにしたのであるが、それに依つて窺ひ知り得る如く、本書が士族授産の原因、目的等を究明し乍らも、維新變革の全過程に係る理論的武器を持たないことから、授産の問題を、一見、全社會的過程から遊離せしめて、論ぜるが如き觀を抱かしめるものであり、又はその論旨をして常識たらしめてゐるのである。乍然、既に著者はこの欠點を意識してゐるが如くである。「研究態度の如何、又は論旨の適否は識者の批判に俟つとして、少くとも、本書は士族授産の問題に關する多少の新事實と新史料とを、學界に提供し得たことを以て竊に満足するものである」と。

洵に本書を以て史料の集大成としてみれば、本書の價値は充分高く評價せらる可きであらう。殊に、この種の研究の企圖せらるゝこと少ない時に、豊富なる史料と事實とが各章に盛られてゐる本書は、益、その價値を高めるものであると云はねばならぬ。而して、士族授産それ自體を事實に即して記述することが本書の目的であるとすれば、その主要なる部分は、「士族授産の方法」でなければならぬ。實際、授産の方法を論述せる部分(第四章)は本書の大半をなしてゐる。

著者に從へば、士族授産の方策は多種多様であるが、その最も重要なものは下の四種の方法である。第一は開墾及移住の保護獎勵であり、これは内地植民及び開墾と北海道移住及び開拓とに分たれ、更にこの開墾植民には國營事業と一般士族に對して土地又は資金を貸與して移住開墾を獎勵せるものとがある。第二は士族の結社又は團體にして農工商その他の事業を経営するものに對して寛大なる條件にて授産資金を貸與する方法である。第三は士族に對しその家祿の返納と交換に就産資金を下付する方法である。第四は國立銀行設立の獎勵であつて、これに依つて士族の確實なる投資の對象を設けるとともに、この業務に士族の就業の機會を與へ、且つは、士族の營む諸種の

事業に對する金融の途をも開かんとするものである。(第四章第一節緒言)。而して、この第四章を右の四種の方法に従ひ各節に分つて詳細に説明し、更に、官公吏・警察官に士族の採用、官營事業に士族及びその女子の採用、安石代の制度の廢止に伴ふ安石代改正間金の貸付に就いて、最後に、諸藩に於ける授産方法として、扶助米金の支給、歸農商手當の支給、土地の給與、等に就いて詳述してゐる。

史料と云ふ點からみれば、本書の何れの章も數多の事實を豊富なる史料を以て詳述せられてゐるのであるが、就中、「士族授産に關する意見」(第五章)に於いて、若山儀一の意見及び「義濟漫錄」に現はれたる意見を紹介してゐる節は非常に興味ある部分である。

右の章に於いては、著者は政府の授産方策に最も深い影響を及ぼした岩倉具視及び大久保利通の意見を先づ叙述し、若山儀一の「士族授産私議」、次いで、農商務省の刊行によるものと考へられる「義濟漫錄」を紹介し、最後に、明治十四年頃政府が自ら立案し、而も實行の準備まで進め乍ら、遂に實現をみるに至らなかつた計畫案を概説してゐる。之等の中、後の三者は未だ世に廣く知られざる貴重な史料である。尙ほ、附録として、「太政類典」、「公文類聚」、「公文録」、「起業基金提要」等の諸記録を基礎として作成し、更に諸地方史誌・各府縣の報告書類等に依つて補訂したる士族授産金貸付表が附加してある。——(一九三五、五、三〇)——